

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主（※）の下で、

・定年に達した後、引き続いて雇用される
有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

（※） 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続いて雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

<補足>特殊関係事業主について

特殊関係事業主とされるのは、いわゆるグループ会社です。具体的には、
[1]元の事業主の子法人等、[2]元の事業主の親法人等、[3]元の事業主の親法人等の子法人等、
[4]元の事業主の関連法人等、[5]元の事業主の親法人等の関連法人等です。

（注1） 定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

（注2） 定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象となります。（通算契約期間のカウントについては、同一の使用者ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。）

お問い合わせ先

無期転換ルールの特例につきましては、所属の事業所までお問い合わせください。